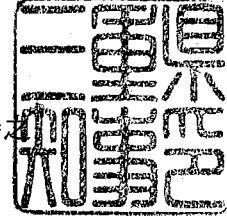


総務第07-66号
令和5年 7月27日

三重県議会議長 様

三重県知事 一見 勝之



回 答 書

令和5年7月13日付け三議第85号で送付のありました稲森稔尚議員の質問について、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務部財政課

(電話 059(224)2119)

(回答担当)

子ども・福祉部子ども・福祉総務課

(電話 059(224)2305)



(別紙)

1 質問項目及び内容

- (1) 本年7月5日、三重県警津署は20代女性から交際開始に伴う預り金名目で現金をだまし取った疑いで伊勢市の40歳の容疑者を逮捕した。この容疑者はこれまでも、出会い・結婚支援のためのイベント等を運営しており、三重県の委託事業である「みえ出逢いサポートセンター」のホームページでも周知されていたところであるが、過去にこの容疑者が運営していたイベントや企業情報をどのように周知していたのか、その件数と具体的な内容を明らかにされたい。

2 回答

みえ出逢いサポートセンターでは、出会いを希望する県民の方に広く出会いの機会を提供するため、出会いイベント・セミナーを主催する県内企業・団体等を「出逢い応援団体」として募集・登録し、登録団体が主催するイベント・セミナーをセンターのホームページ等で広く情報発信をしています。

「出逢い応援団体」として登録のある法人の代表者に、令和5年7月5日に逮捕された者がいるとの三重県警察の発表および報道は承知しているところです。

当該団体については、平成29年8月1日に「出逢い応援団体」として登録し、センターのホームページの「出逢い応援団体」一覧において、団体名、代表者名、住所、連絡先、団体ホームページURLを掲載していました。

また、当該団体が企画したイベントについて、開催日時、内容、会場、対象年齢、参加費用、募集定員等をセンターのホームページ等で周知していました。センターでは、平成29年から令和元年にかけて当該団体が企画したイベント130件を情報発信し、その内容は、飲食店や当該団体の自社ビルにおける婚活パーティーでした。

なお、令和元年10月以降、当該団体の企画するイベントについて情報発信した実績はありません。

1 質問項目及び内容

- (2) 「みえ出逢いサポートセンター」は県の委託事業であり、同センターが周知する事業については県が利用者に過度な「信頼感」を与えるものであり、詐欺容疑で逮捕された容疑者が運営する事業を広く周知していたことは、コンプライアンス上も極めて問題があると考えますが、県の認識と今後の対応策を伺う。

2 回答

企業・団体が実施する出会いイベント等の情報発信は、43都道府県で行われています。また、三重県においては「出逢い応援団体」として登録した企業・団体が主催するイベント等に昨年度は1,000人を超える方が参加しており、結婚を希望する方への多様な出会いの機会の提供につながっています。

このような出会いの機会を利用者が安心して参加できるものにするため、被疑

者逮捕の報道があった令和5年7月6日付で、みえ出逢いサポートセンターのホームページ上における当該団体の情報は非表示とするとともに、「出逢い応援団体」の趣旨に反するものとして登録を解除することが妥当であると判断し、令和5年7月24日付で登録を解除しました。

また、その他の「出逢い応援団体」に対しても、今回の事案について周知するとともに、利用者の信頼を損なうことのないよう改めて注意喚起を行ったところであり、今後、登録要件等をより厳格に整理することを含めて、適正な「出逢い応援団体」の登録及び情報発信に取り組んでいきます。

1 質問項目及び内容

- (3) 三重県が進めるいわゆる「官製婚活」については、行政のコンプライアンス、人権、ジェンダー平等、多様性の尊重の観点から問題があることから、人権・ダイバーシティ一部局とも連携の下、丁寧な検証を行い、再考すべきと考えるが県の見解を伺う。

2 回答

三重県では、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる社会づくりを地域社会全体で進めています。結婚や家族のあり方も多様化しており、結婚する、しないの選択は個人の自由であり、一人ひとりの思いや考えを尊重することを前提としています。

一方で、結婚支援の取組は全ての都道府県において実施されており、例えば、茨城県ではAIを活用した独自のマッチングシステムを導入し、導入後2年間で91組の成婚実績となっているほか、京都府ではスポーツ観戦と組み合わせた婚活イベントを開催し、参加者の約4割がカップルとなっています。三重県においても、婚姻件数の減少傾向が続いているほか、令和4年度に実施した「みえ県民1万人アンケート」において、いずれ結婚するつもりと回答した方が結婚をしていない理由として「出会いの機会がない」が最も多くなっており、結婚を希望する方に対して、出会いの機会の創出に取り組む必要があると考えています。

出会い支援事業の実施にあたっては、個人の意思や希望を尊重し、人権やプライバシー等に十分に配慮するとともに、結婚を希望しない方等の思いにも寄り添いながら、先入観や価値観を押し付けることなく取組を進めていきます。

あわせて、出会い支援事業を利用される方や、出会い支援の取組についてさまざまな思いを持たれる方等に対し、当該事業における悩み等について相談できる窓口として、みえ出逢いサポートセンターや三重県男女共同参画センター「フレんてみえ」の総合相談室（女性相談、男性相談、にじいろ相談）を周知するなど、一人ひとりに寄り添った支援となるよう丁寧に取り組みます。